平成２３年（フ）第６号
秋田県能代市字鶴形149番地２
債務者　工藤　　保
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　俊徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
秋田地方裁判所能代支部
平成２３年（フ）第２６８号
名古屋市天白区平針３丁目707番地　シティハウス平針ステーションコート1301号
債務者　池下　兼明
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　幸彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２６９号
名古屋市天白区平針３丁目707番地　シティハウス平針ステーションコート1301号
債務者　池下　勝子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　幸彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第４１５１号
札幌市豊平区月寒中央通８丁目１番５―102号、申立時の住所札幌市豊平区月寒東２条15丁目２番２―607号
債務者　高田　　健
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　勝裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２１９号
名古屋市昭和区川名町２丁目44番地の２
債務者　森永　美幸
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　織田　幸二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月24日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年５月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第２４７９号
名古屋市熱田区桜田町15番７―201号　桜田団地
債務者　大槻　義男
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海田　雅史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月26日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第４号
宮崎県日向市大字日知屋1383番地６
債務者　高橋　秀樹
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２３年（フ）第５号
岐阜県関市倉知2316番地６
債務者　堀江　　譲
1　決定年月日時　平成23年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年６月１日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３号
埼玉県越谷市蒲生４丁目９番29号
債務者　齊藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第４号
埼玉県越谷市蒲生４丁目９番29号
債務者　齊藤　善雄
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第１４号
埼玉県春日部市西金野井1587番地21
債務者　今野　義範
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第１５号
埼玉県春日部市西金野井1587番地21
債務者　今野　賀和
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第２６号
埼玉県越谷市東越谷２丁目14番地５ホワイトコート201、旧住所埼玉県越谷市宮本町１丁目68番地１ピースフル越谷201号
債務者　阿部　善子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２３年（フ）第３０号
埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目19番地１　ファミーユ中山Ｂ103、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町田中３丁目５番地１
債務者　前川　勝治
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係
平成２２年（フ）第１５３７号
千葉県市原市山木1205番地
債務者　成尾　直美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１７２２号
千葉県船橋市二宮２丁目19番10号　メゾンイシダ102号
債務者　久保田純平
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
平成２２年（フ）第１７４７号
千葉県市原市五井4937番地
債務者　花島　正志
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係